

リサイクル燃料備蓄センター設工認
設 1-補-003-03 改 2
2021 年 6 月 4 日

リサイクル燃料備蓄センター
設計及び工事の計画の変更認可申請書
(補足説明資料)

非公開情報について

令和 3 年 6 月
リサイクル燃料貯蔵株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

目次

1. 目的	1
2. 許認可申請書類の非公開情報の分類	1
3. 許認可申請書類の非公開情報の対象の考え方	1
4. 具体的な非公開情報の例	2
5. マスキングの方法	3
5. 1 マスキングの方針	3
5. 2 具体的なマスキングの方法	3
別紙 メーカ・第三者の商業機密の非公開情報とマスキング方法の具体例	4

1. 目的

本資料は、リサイクル燃料備蓄センターの許認可申請書類について、非公開情報の考え方を説明するものである。

2. 許認可申請書類の非公開情報の分類

非公開情報は、その目的を踏まえて、以下の2種類に分類される。

a. 核物質防護情報

燃料貯蔵規則第三十六条に基づき特定核燃料物質を防護する情報

b. メーカ・第三者の商業機密

メーカの有する商業権利を保護する対象となる情報

3. 許認可申請書類の非公開情報の考え方

設工認申請書に記載した事項のうち非公開とする情報の考え方は以下の通りである。

a. 核物質防護情報

燃料貯蔵規則第三十六条に基づき特定核燃料物質の盗取を防止する（核不拡散の手段の一つ）観点^{※1}による非公開情報は、以下に示す2種類の情報が該当する。

a-1. 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の詳細情報

a-2. 見張人による巡視及び監視の詳細情報

b. メーカ・第三者の商業機密

メーカ・第三者の有する商業権利等を守る観点による非公開情報は、以下に分類される情報が該当する。

b-1. 設計の知見を保護するべき情報

b-2. 評価の知見を保護するべき情報

b-3. 製造する知見を保護するべき情報

b-4. 第三者の所有する施設・設備に関する情報

※1:核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(https://www.jaea.go.jp/04/iscn/archive/pp_is/index.html)

4. 具体的な非公開情報の例

「3. 設工認申請書の非公開情報の対象の考え方」を踏まえた具体的な非公開情報の例は下記の通りである。

a. 核物質防護情報

a - 1 「特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の詳細情報」に該当する情報の例

- ・防護扉の厚さ（寸法は非公開）
- ・防護扉の材質（材料名称は非公開）

a - 2 「見張人による巡視及び監視の詳細情報」に該当する情報の例

- ・使用済燃料貯蔵建屋の開口配置図（建屋における扉や開口の位置は非公開）
- ・構内の機器配置（距離は非公開）

b. メーカ・第三者の商業機密※2

メーカ・第三者の有する商業権利を守る観点等から、非公開情報の考え方と情報の例は下記の通りである（具体例を別紙に示す）。

b - 1 「設計の知見を保護すべき情報」に該当する情報の例

- ・設計方法（原理や手順等は非公開）
- ・設計入力情報
- ・設計条件
- ・設計結果（材料、構造等）

b - 2 「評価の知見を保護すべき情報」に該当する情報の例

- ・構造、機能又は性能の評価方法（判断基準含み非公開）
- ・評価条件
- ・評価結果

b - 3 「製造する知見を保護すべき情報」に該当する情報の例

- ・競合他社が設備の製作を可能となる製造方法（設定値含み非公開）
- ・製造条件

b - 4 「第三者の所有する施設・設備に関する情報」に該当する情報の例

他事業者の情報等（IAEA の封印に関する情報、敷地外の火災・爆発源に関する配置情報）

※2：具体的な非公開情報については、最終的にはメーカ・第三者の判断による。

5. マスキングの方法

5. 1 マスキングの方針

非公開情報については、以下の方針に従うマスキングをした上で必要事項を公開する。

- (1) 設工認申請書の記載事項については、メーカの商業権利の適切な保護を考慮しつつ審査の必要性を考慮し、マスキングの範囲を必要以上に広げないよう、できる限りマスキング範囲を限定化する。
- (2) 非公開情報とする核物質防護情報については、特定核燃料物質を適切に防護するため、核物質防護情報の特定を類推できる情報についても非公開とする。

5. 2 具体的なマスキング方法

申請書の記載に応じた具体的なマスキングの方法は、先行事業者のマスキングの方法も考慮し、第5. 2-1表に示す方法を基本とする。具体例を別紙に示す。

第5. 2-1表 申請書の記載に応じた具体的なマスキングの方法の基本方針

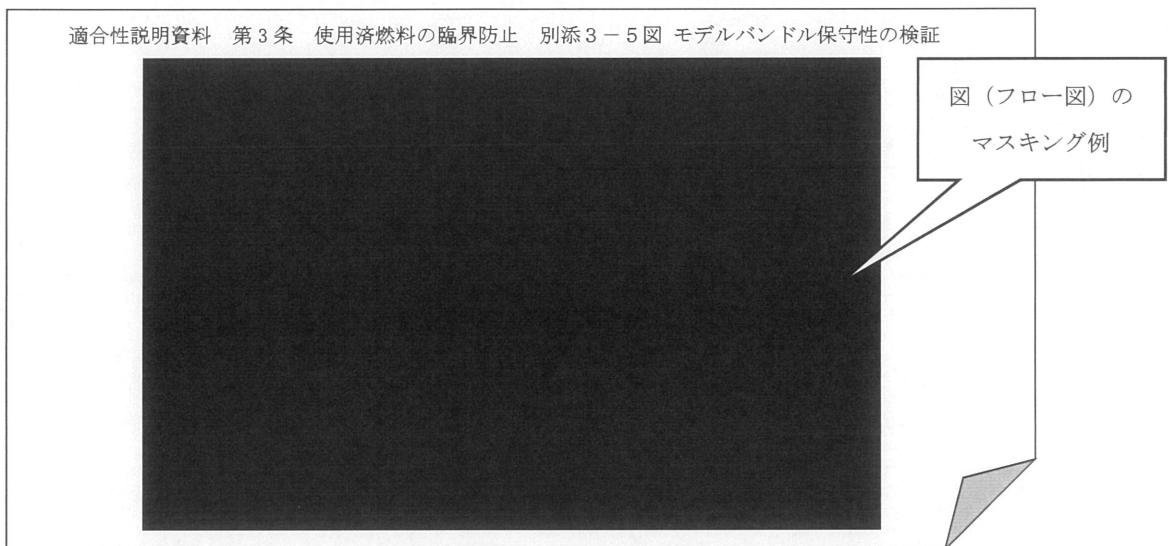
項目	マスキング方法	具体例 (別紙)
文章	非公開とするべき単語、数値及び数式のみマスキングする。	第2-1図
図	(構造図、平面図等) ・図面そのものをマスキングする(範囲はできるだけ限定化する)。 ・表題(副題含む。)は公開とする。 (グラフ) ・凡例や軸項目はできるだけ公開とする。 ・整理対象のデータ(曲線、直線、数値)をマスキングする。	第1-1図(フロー図) 第2-2図(グラフ) 第3図(構造図) 第4図(平面図)
表	・表による整理対象データをマスキングする。 ・表中の文章は「文章」項目のマスキング方法に従う。	第1-2図

以 上

メーカ・第三者の商業機密の非公開情報とマスキング方法の具体例

具体的なマスキング方法については、本紙で示す事業の変更許可審査で提出した適合性資料の通りとすることを基本とする。

1. 「b-1. 設計の知見を保護するべき情報」のマスキング方法の具体例



第1-1図 メーカの設計の知見を保護するべき情報

適合性説明資料 第15条 金属キャスク（金属キャスク）
第1表 金属キャスクの構成部材の健全性に対する評価について（抜粋）

部位及び材料	要因	主な評価の観点	各部位及び材料の経年変化に係わるデータ	設計条件
キヤスク 本体 ① ^④	【部位】 本体制(内面/外面) 外筒(内面) 一次蓋 二次蓋(内面) 一次蓋ボルト	●構造強度： 腐食による構造強度の低下	・本体制内面について、1%燃料破損相当の燃料棒内ガス中のヨウ素ガスを含む実機模擬環境における、低合金鋼の最大腐食速度により、60年間の腐食量を推定しても0.5mm程度。 ・中性子遮蔽材(レジン)に接する部位(本体制(外面)、外筒(内面))については、レジンの熱分解によって放出される生成物の大部分は水分であり、レジンの熱分解によって放出される生成物を全て水分として60年間の腐食量を推定しても0.2mm程度。(別添1)	【使用環境】 ・ヘリウム雰囲気 ・レジン接触 【材料厚】 ・本体制中央 [] mm ・外筒 [] mm ・一次蓋 [] mm ・二次蓋 [] mm
	【材料】 炭素鋼 合金鋼	●構造強度： 熱によるクリープ変形や高温脆化に伴う亀裂・破損	・クリープ変形を起こす温度領域の境界として、融点(絶対温度)の1/3~1/2以上とされている。(別添2)	【使用環境温度】 ・餘熱解析による最高温度(142°C)以下
	照射	●構造強度： 照射による機械的特性の劣化	・炭素鋼、低合金鋼の脆性遷移温度の増加と照射量の関係は、中性子照射量が 10^{16}n/cm^2 までは顕著な脆化はみられない。(第1図、第2図)	【放射線照射量】 ・ 10^{15}n/cm^2 ~ 10^{16}n/cm^2 (60年間一定) ^⑤

第1-2図 メーカの設計の知見を保護するべき情報

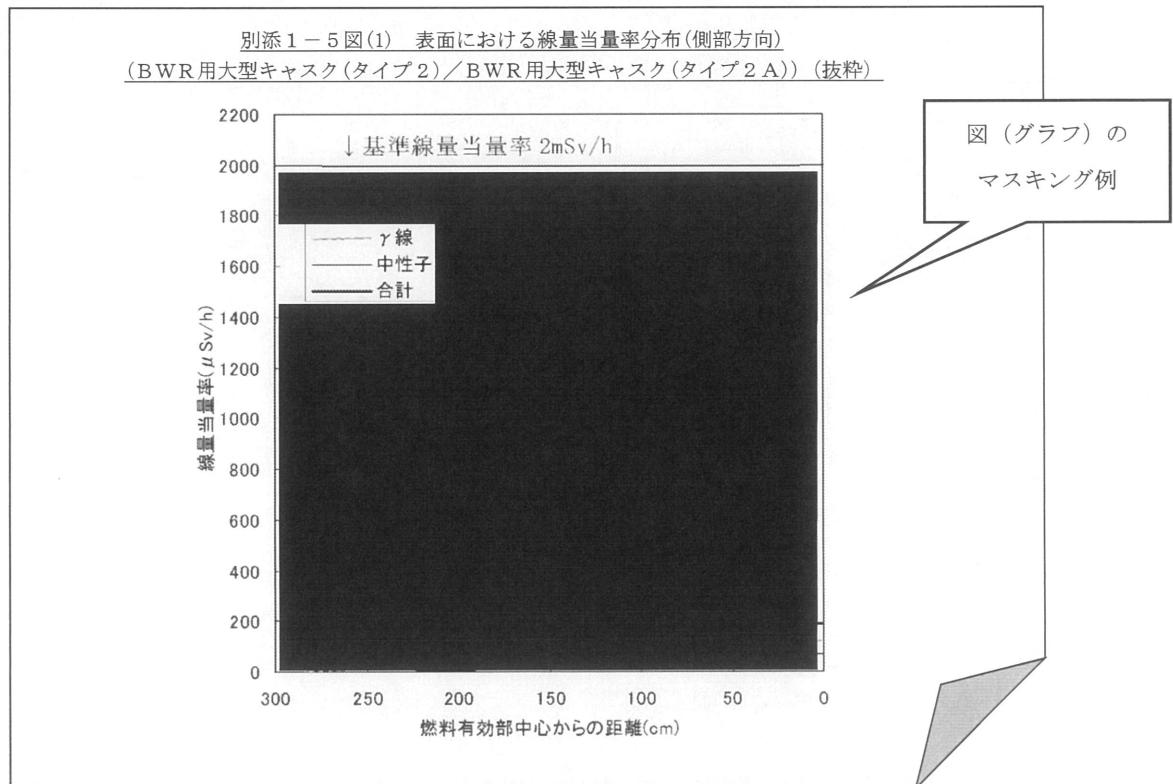
2. 「b-2. 評価の知見を保護するべき情報」のマスキング方法の具体例

適合性説明資料 第5条 閉じ込めの機能 別添2 (抜粋)

また、リークテスト判定基準としては、0.1%の燃料破損によるガス放出定した圧力上昇及び設計評価期間経過後にさらに蓋間空間ガスの金属キャビティへの流入を仮定した圧力上昇を考慮した許容圧力 ([REDACTED] MPa)においても負圧を維持できる値とする。基準漏えい率と同様に計算すると、以下のようになる。

Pd(t=60年) = [REDACTED] Pa のとき、漏えい孔径 : D₀ = [REDACTED] m

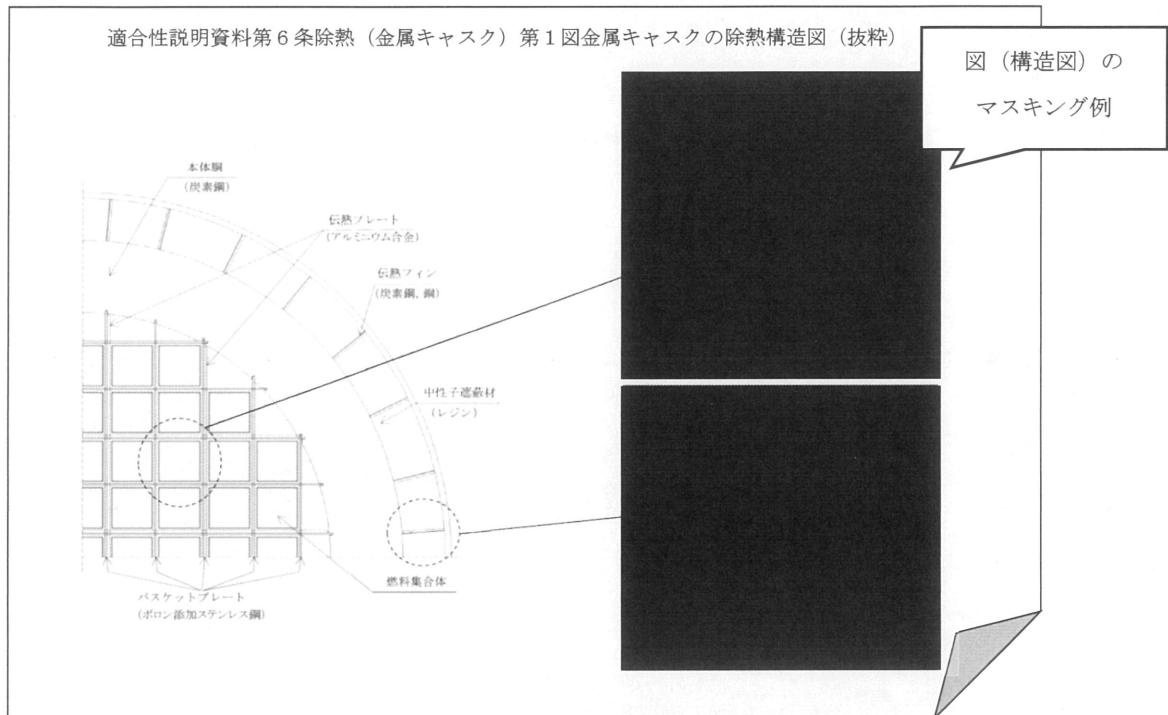
第2-1図 メーカの設計の知見を保護するべき情報



第2-2図 メーカの設計の知見を保護するべき情報
(図(グラフ)のマスキング例)

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。

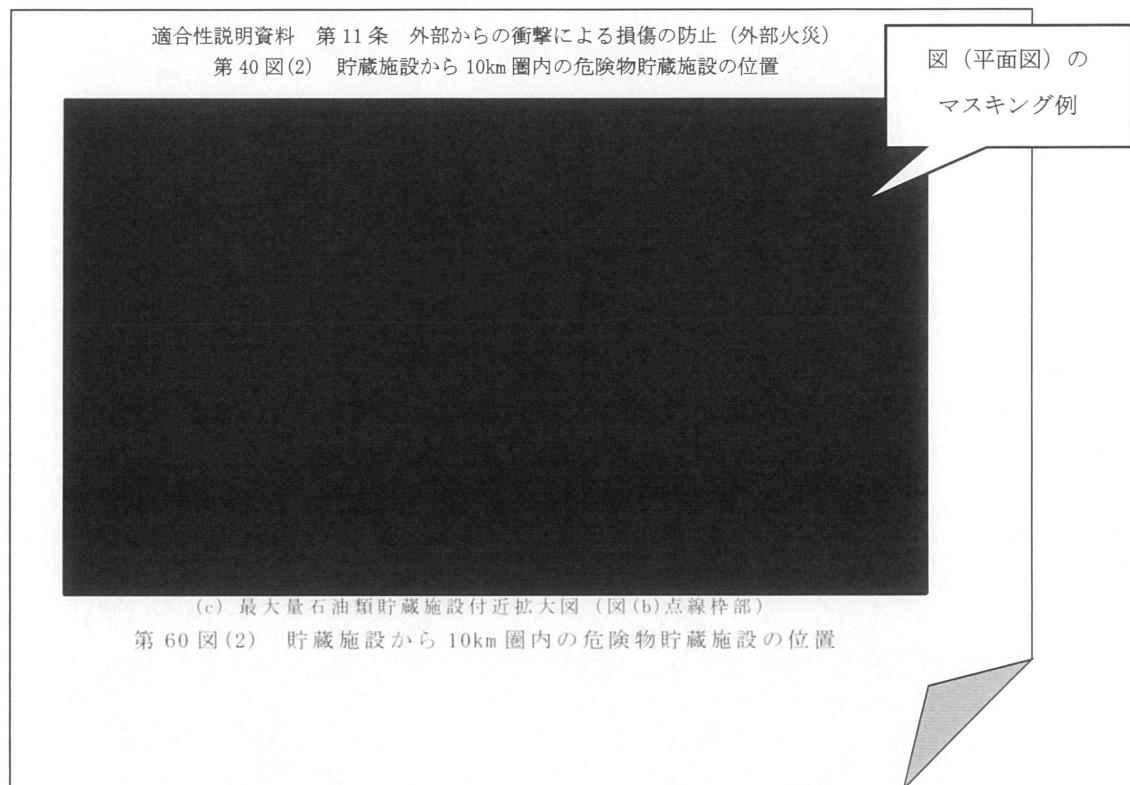
3. 「b-3. 製造する知見を保護するべき情報」のマスキング方法の具体例



第3図 メーカの設計の知見を保護するべき情報

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。

4. 「b - 4. 第三者の所有する施設・設備に関する情報」のマスキング方法の具体例



第4図 第三者の所有する施設・設備に関する情報

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。